maneo株式会社

訴訟の経過に関するお知らせ

maneo株式会社(以下「弊社」という。)は、平成31年3月12日にガイアファンディング株式会社(以下「ガイア社」という。)および同社代表取締役であり連帯保証人である屈文馨(ケルビン チウ)氏に対し、「ガイアファンディングセレクトファンド」に係る貸金返還等請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

前々回7月31日の弁論において、裁判所からガイア社に対して、弊社への返済義務を負うこと自体の争いがあるかと確認を求めたところ、ガイア社からは、その点に争いはないとの回答がございました。それを踏まえ、裁判所からガイア社に対して、同社が現在手掛けている対象案件の進捗状況を弊社に報告するよう指示がありました。その後、ガイア社から案件に関する情報提供があったことは事実ですが、その提供情報については具体的な事実関係が必ずしも明らかにされたものとはなっておらず、また記載内容の裏付け資料の開示もありませんでした。弊社といたしましては、投資家の皆様への情報発信を行うためにも追加情報を得て具体的な事実関係を確認する必要があり、このような事情から、再度ガイア社に対して具体的な情報を開示するよう書面を通じて要請いたしました。しかしながら、ガイア社は、先に提供した情報については弊社及び裁判所からの要望事項を満たした回答であり、追加情報を提供する必要はないとの回答をいたしました。

この回答を受け、前回 10 月 2 日の弁論の場を利用し、弊社からガイア社に対して、投資家への情報発信を行うためにも具体的な案件進捗情報を提出するよう改めて要請いたしました。裁判所からもガイア社に対して、投資家利害を理解し、本要請に対応するよう指示が出されました。ところが、裁判所からの指示があるにも関わらず、本日時点においてもガイア社からの追加情報の提供がございません。

次回弁論期日は 11 月 20 日となります。審理状況につきましては引き続きご報告いたします。また、それまでの間に回収状況などの進捗情報が得られましたら上記期日に係わらずご報告いたします。

以上